

規制影響分析書

平成20年9月

規制の名称	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化									
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部化学物質対策課									
関係部局・課室										
関連する政策体系										
基本目標 III 労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること										
施策目標 2 安全・安心な職場作りを推進すること										
施策目標 2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること									
個別目標 1 安全対策の推進を図ること										
個別目標 2 労働衛生対策の推進を図ること										
個別目標 3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること										
個別目標 4	労働者が安心して働くことが出来る労働環境を整備すること									
個別目標 5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること										

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

石綿による健康障害防止のため、平成18年9月1日より、石綿を含有する製品の製造、使用、輸入、譲渡及び提供（製造等）を禁止したところであるが、国民の安全上の観点等から代替化が困難な一部の製品については、当分の間禁止の規定の適用が猶予されている。

石綿による健康障害防止の徹底のためには、これらの禁止の規定の適用が猶予されている製品についても、健康障害防止のための措置を講じていく必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 石綿の輸入量(単位:トン)	24,653	8,186	110	0	0
2 石綿による肺がん及び中皮腫の労災支給決定件数 (単位:人)		78	123	186	716

(調査名・資料出所、備考)

1については財務省輸入貿易統計より把握したもの。

2については厚生労働省公表資料より把握したもの。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的

国民の安全上の観点等から、当分の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されている製品については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条に掲げられているところ、ここに掲げられている製品の一部（国内の既存の化学工業施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットのうち、100度以上200度未満の流体を取り扱う部分に使用されるもの等）を削除することにより、製造等の禁止の規定の適用の猶予を撤廃するものである。また、併せて所要の経過措置を設けることとしている。

根拠条文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条、第113条、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【労働者への便益】(便益分類: A)

石綿含有製品の一部について、新たな導入が禁止されることにより、今後石綿粉じんにばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保に資する。

【事業者への便益】(便益分類: A)

禁止する製品は代替化が可能とされていることから、安全性については現状維持と考えられる。また、石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。

※ 便益分類については、「A: 現状維持より望ましい効果が増加」、「B: 現状維持と同等」、「C: 現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

遵守費用 (費用分類: C)

代替化に伴い、製品のコストの増大等若干の費用負担が生じると考えられる。

行政費用 (費用分類: B)

国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。

その他の社会的費用 (費用分類: A)

石綿による職業性のがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることが出来る。

※ 費用分類については、「A: 現状維持より負担が軽減」、「B: 現状維持と同等」、「C: 現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

石綿含有製品については、代替が可能となったものについては既に製造等の禁止を行っており、今般の製品についても、既に禁止している他の製品と同様の規制であることから、事業者の費用負担の増を考慮しても本規制の実施は適当と判断する。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

労働安全衛生法第22条に基づく省令により、事業者に対し、石綿含有製品の製造及び使用の禁止を規定。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【労働者への便益】(便益分類: A)

石綿含有製品の使用が禁止されることにより、今後石綿粉じんにばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保に資する。

【事業者への便益】(便益分類: A)

禁止する製品は代替化が可能とされていることから、安全性については現状維持と考えられる。また、石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。

※ 便益分類については、「A: 現状維持より望ましい効果が増加」、「B: 現状維持と同等」、「C: 現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用 (費用分類: C)

代替化に伴い、製品のコストの増大等若干の費用負担が生じると考えられる。

行政費用 (費用分類: B)

国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。

その他の社会的費用 (費用分類: A)

石綿による職業性のがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることが出来る。

※ 費用分類については、「A: 現状維持より負担が軽減」、「B: 現状維持と同等」、「C:

：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

事業場における製造及び使用が禁止される点では同様であるが、代替案では事業者以外の者については規定が適用されず、石綿含有製品の新たな導入を完全に制限できるものではないことから、当該製品が処分されるまでの一連の作業において、労働者が石綿粉じんにばく露するリスクは継続してしまう等、本規制に比べ望ましい効果が低下する。

5. 有識者の見解その他関連事項

「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書」（座長：平野敏右千葉科学大学学長）において、以下のとおり記載されている。

石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書（抜粋）

第3部 アスベストの全面禁止に係る考え方

1 アスベストの全面禁止に向けた基本的考え方

(1) アスベスト製品の製造等を禁止することとする。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

引き続き製造等の禁止の規定の適用が猶予される製品についても、代替化が可能となり次第、同様の規制を行うこととしている。